

住宅用防災警報器取付支援実施要領

第1 趣旨

この要領は、京都中部広域消防組合火災予防条例（昭和57年京都中部広域消防組合条例第28号。）第29条の2に定められた住宅用防災警報器（以下「警報器」という。）の普及を図り、火災から高齢者又は障がい者（以下「高齢者等」という。）の生命及び財産を守るため、消防組合を構成する市町（以下「構成市町」という。）に居住する高齢者等の世帯のうち、世帯の構成員が自ら警報器を設置することが困難なもの（以下「設置困難世帯」という。）に対し、消防職員による警報器の取付支援の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2 支援の対象

この事業により警報器の取付支援を受けることができる世帯は、構成市町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき構成市町の住民基本台帳に記録され、若しくは外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づき構成市町の外国人登録原票に登録されている65歳以上の者又は身体障害者手帳の交付を受けている者のみで構成されている世帯とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項に掲げる世帯の居住する住宅等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この事業の対象としない。

(1) 公営住宅

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第28条に規定する障害福祉サービスのうち、次のサービスを実施する施設

ア 療養介護

イ 共同生活介護、共同生活援助

ウ 施設入所支援（旧法施設支援事業を含む。）

(3) 特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム等

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理者等が警報器の設置をすべき施設等と消防署長（以下「署長」という。）が認めるもの

3 署長は、第1項に規定する対象の確認にあたっては、構成市町担当課の協力を得て、これを行わなければならない。

第3 支援の内容

署長は、設置困難世帯のうち、警報器の取付け等を支援するため、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、電気配線工事を伴う取付けについては、対象外とする。

(1) 警報器が取り付けられていない（取付けが条例に規定する警報器の設置及び維持に関する基準を満たしていないことを含む。）設置困難世帯における警報器についての相談及び取付け作業

(2) 設置困難世帯の住宅に取り付けられている警報器で、経年劣化しているものを新しい警報器への取替え作業

第4 支援に関する利用額

警報器の取付支援は、無償とする。

第5 支援の条件

警報器取付支援の条件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 設置する警報器を事前に用意できること。
- (2) 警報器の設置に必要なネジ等を用意できること。
- (3) 取付支援に際して申請者が立ち会えること。ただし、申請者が立ち会えない場合には、申請代理人が立ち会えること。

第6 支援の申請

申請者は、住宅用防災警報器取付支援申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を署長に提出するものとする。ただし、申請の内容を消防職員が記録のうえ、申請者本人の確認ができる場合は、この限りでない。

- 2 自己の所有でない住宅に居住する者が警報器の取付支援の申請をしようとするときは、住宅の所有者又は管理者の承諾を得たうえで申請するものとする。
- 3 署長は、申請書の提出があったときは、記入事項を確認し、收受印（京都中部広域消防組合火災予防規程（平成13年京都中部広域消防組合訓令第2号。）第9号様式。）を押印し、住宅用防災警報器取付支援申請処理簿（別記第2号様式。以下「申請処理簿」という。）に必要な事項を記入するとともに、当該処理の経過についても記録しておくものとする。

第7 支援の決定

署長は、第6の規定による申請を受理したときは、内容を審査のうえ、警報器の取付支援の可否を決定し、住宅用防災警報器取付け等支援決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 署長は、申請処理簿により申請、支援の可否及び業務完了状況等を記録し、保管しなければならない。

第8 支援の実施

署長は、取付支援を実施するときは、設置場所を確認し、申請者等に支援の実施方法等を説明するものとする。

第9 支援の実施の延期

署長は、第8の規定による確認の結果を踏まえ、支援の実施が困難又は不可能であると認める場合において、実施を延期することにより支援が可能であると認めるときは、申請者に住宅用防災警報器取付支援延期同意書（別記第4号様式）により支援の実施を延期することについて、同意を求めるものとする。

- 2 署長は、前項による同意があるときは支援の実施を延期するものとし、同項の同意がないとき及び実施を延期することによっても支援が不可能であると認めるときは、支援を実施しないものとする。

第10 支援決定の取消し

署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援実施の決定を取り消すことができる。

- (1) 第5各号に掲げる条件に該当しないとき。
- (2) 第9第1項に規定する場合において、実施を延期しても支援が不可能と認めるとき。
- (3) その他署長が必要と認めるとき。

第11 免責

署長は、支援の実施後に支援に係る設備、住居等に生じた汚損、毀損、火災その他の災害等により申請者に被害が発生したものに対して、賠償の責任を負わないものとする。

第12 職員の遵守事項

職員は、法令で定められた職務上の義務に従い、適切にこの業務を遂行しなければならない。

- 2 設置支援に際しては、原則として職員2名以上で訪問し、取付支援を行なわなければならない。ただし、民生委員等が同行する場合は、この限りでない。

附 則（平成31年3月22日付け 30消第667号）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

第2号様式（第6及び第7関係）

住宅用防災警報器取付支援申請処理簿

受付番号 第 号	申請者	住 所	
		氏 名	
年 月 日受付	代理人	住 所	
年 月 日完了		氏 名	
担当者名		設置物件区分	<input type="checkbox"/> 持家 ・ <input type="checkbox"/> 賃貸住宅
確認印		賃貸物件名称	
支援決定番号 第 号		取付支援実施日時	年 月 日 時 分～ 時 分
		担当職員氏名	
署(所)使用資機材等		脚立 (脚) ・ ドライバー (+ 本 ・ - 本) ・ その他 ()	
取付個数 (場所)		個 (寝室 個 ・ 階段 個 ・ 台所 個 ・ その他 個)	
支援延期番号 第 号		支 援 延 期 理 由	
		支 援 取 消 理 由	
受付番号 第 号	申請者	住 所	
		氏 名	
年 月 日受付	代理人	住 所	
年 月 日完了		氏 名	
担当者名		設置物件区分	<input type="checkbox"/> 持家 ・ <input type="checkbox"/> 賃貸住宅
確認印		賃貸物件名称	
支援決定番号 第 号		取付支援実施日時	年 月 日 時 分～ 時 分
		担当職員氏名	
署(所)使用資機材等		脚立 (脚) ・ ドライバー (+ 本 ・ - 本) ・ その他 ()	
取付個数 (場所)		個 (寝室 個 ・ 階段 個 ・ 台所 個 ・ その他 個)	
支援延期番号 第 号		支 援 延 期 理 由	
		支 援 取 消 理 由	

第3号様式（第7関係）

住宅用防災警報器取付け等支援決定通知書

様

第 年 月 日 号

消防署長

年 月 日付けで申請のありました住宅用防災警報器の取付け等の支援について、京都中部広域消防組合住宅用防災警報器取付支援実施要領第7の規定により、下記のとおり支援を決定しましたので、通知します。

記

1 取付け等日時及び取付け等個数（場所）

取 付 け 等 日 時	年 月 日 時 分
取付け等個数(場所)	個（寝室 個・階段 個・台所 個・その他 個）

備考 災害出動等の緊急的な対応により取付け等日時に実施できない場合は、改めて、日時を調整するものとします。

2 支援の条件

- (1) 支援に係る住宅用防災警報器、ネジその他住宅用防災警報器の取付け等に必要な物をあらかじめ用意してください。
- (2) 支援に際して、この決定通知を受けた者（代理人に委任している場合にあっては、その代理人）が立ち会ってください。

3 免責事項

- (1) 住宅用防災警報器の取付支援に関して、天井面、壁及びその取付支援に必要な部分の汚損、毀損等の責任を負いません。
- (2) 住宅用防災警報器の取付支援後の住宅用防災警報器の保守管理等について、一切の責任を負いません。
- (3) 住宅用防災警報器の取付支援を実施した住宅において、火災による被害が発生しても一切の責任を負いません。

第4号様式（第9関係）

住宅用防災警報器取付支援延期同意書

年 月 日に（取付住所） において、実施する予定であった住宅用防災警報器の取付支援に関して、次の項目に該当するため、延期することについて、同意します。

なお、延期理由の項目が改善された場合には、改めて、取付支援を要請します。

該当項目	延 期 理 由
	天井の欠損等により取付け等が不可能
	壁の欠損等により取付け等が不可能
	適正に感知できる箇所への取付け等が不可能
	上記以外の理由 ()

年 月 日

消防署長 様

同 意 者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

私は、次の代理人に住宅用防災警報器取付け等の支援の延期の同意に関する事項を委任します。

(上記代理人 住 所
氏 名
同意者との続柄または関係
電話番号)

㊞

※代理人が申請される場合は、代理人の欄にも記入してください。